

## 鳥取県私立中学校教育振興補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立中学校教育振興補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、私立中学校の保護者負担の軽減及び教育条件の維持向上を図るとともに、私立中学校の経営の健全性を高め、もって私立中学校教育の振興を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、私立中学校を設置する学校法人が行う別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、当該学校法人に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に行う補助事業に要する別表1の第2欄に掲げる経費の額（慶弔、飲食及び渉外に関する一切の経費を除く。）の範囲内において、別に定める基準により算出した額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (本補助金の交付を受けることができる者の適用除外等)

第4条 前条第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する学校法人は、原則として本補助金の交付の対象から除外する。

- (1) 役員又は教職員の間において訴訟その他の紛争があり、学校法人又は私立中学校の適正な運営が期しがたい場合
- (2) 財政事情が極度に窮迫して、破産宣告、銀行取引停止処分等を受けた場合
- (3) 法令の規定、それに基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合
- (4) その他学校の管理が著しく適正を欠いている場合

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から60日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の2割以上の減額に係るもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による変更計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

### (実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限等)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、6年とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、国の補助金を財源に充当した事業については、同項中「原則として交付申請を受けた日から60日以内に行うものとする」とあるのは「その処分について文部科学大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるものの他、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月8日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年6月8日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年9月21日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月22日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、既に交付の決定があつた補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費
一般事業	<p>学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）別表第1の person 費、教育管理費（同表の教育研究経費及び管理経費をいう。以下同じ。）及び設備関係費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 役員の報酬に係る経費  (2) 退職金に係る経費(退職金給付資金給付事業拠出金を含む。)  (3) 土曜日授業実施校への助成事業で対象となった経費  (4) アクティブラーニング推進事業で対象となった経費  (5) 授業目的公衆送信補償金への助成事業で対象となった経費  (6) その他対象とすることが不適当であると知事が認める経費</p>
経営改善支援事業	<p>学校法人が、生徒数に応じた職員体制の見直しを図ろうとするために学校法人が定めた退職金割増制度に基づき支払う退職金加算額。ただし、社団法人鳥取県私学振興会が定めている『退職給付資金給付事業の実施に関する業務方法書』別表1に規定する標準給与月額に別表2の該当支給率を乗じて算出された額（注）を上限とする。</p> <p>（注）</p> <p>① 勤続年数が25年以上であり、かつ、退職時の年齢が50歳以上の者  （別表2支給率を用いて算出される退職金額）×（1+0.02×（退職年齢-退職時年齢）※1）-（退職給付資金給付事業により給付される退職金額（調整額を除く））  ※ 上限は0.2とする。</p> <p>② ①以外の者  （別表2支給率を用いて算出される退職金額）-（退職給付資金給付事業により給付される退職金額（調整額を除く））  ※ 『勤続年数』は、休職・停職期間を除いたものである。  ※ 再雇用者は除く。</p>
土曜日授業実施校への助成事業	<p>私立校中学校が、学力向上等の目的のもと目標を定め土曜日授業を計画的に実施する場合に必要な人件費を除く経費（なお、補助単価（土曜日授業を1教室で1回実施する場合に要する経費）3,854円に、延べ実施回数に乗じた金額とする）。</p> <p>ただし、補助対象となる土曜日授業とは、学力向上やキャリア教育の推進を目的として、標準的な授業時数（週当たり50分授業、29単位時間）を上回って、生徒の代休日を設けずに土曜日等の休日を活用した学校教育活動をいう。</p>
アクティブラーニング推進事業	<p>アクティブラーニングを実践するために使用を限定して導入する、教育用ICT機器等の整備（情報教室に設置する機器及び一般ソフト並びに、専門ソフトについては除く。）に要する購入費用又はリース料。</p> <p>ただし、補助対象経費の限度額は40,000千円を上限とする。</p> <p>なお、購入費用等が国の「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費）」、「私立学校情報機器整備費補助金」及び「私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」の補助対象となる場合は、当該補助金を活用すること。</p>
授業目的公衆送信補償金への助成事業	<p>授業目的公衆送信補償金制度を活用して学校設置者が負担した補償金に係る経費。</p>
運営費原油高騰対策事業	<p>物価高騰等により増大する運営費の光熱費等に係る経費のうち、学校設置者が負担した令和5年度の光熱費等に相当する金額と令和3年度の光熱費等に相当する金額との差額に相当する経費。</p>